

円滑なインターネット利用環境の確保に関する検討会（第2回）議事要旨

1. 日時

平成29年12月22日（金）15:30～16:00

2. 場所

総務省7階省議室

3. 出席者

（1）構成員

佐々木座長、佐伯座長代理、遠藤構成員、宍戸構成員、長田構成員、藤本構成員、森構成員

（2）総務省

坂井総務副大臣、鈴木総務審議官、武田官房総括審議官、渡辺総合通信基盤局長、谷脇政策統括官（情報セキュリティ担当）、古市電気通信事業部長、木村サイバーセキュリティ課長、柳島参事官（行政情報セキュリティ担当）、小笠原総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、荻原電気通信技術システム課長、大村消費者行政第二課長、岡本消費者行政第二課企画官、内藤消費者行政第二課企画官、松井安全・信頼性対策室企画官

4. 議事模様

（1）対応の方向性（案）について

宍戸構成員から、「対応の方向性（案）」について説明が行われた。

（2）自由討議

各構成員から、「対応の方向性（案）」について意見陳述が行われた。
出された主な意見は、次のとおり。

- 情報の共有、脆弱な端末設備のセキュリティ対策について、今後強化していかなければならない。また、その中で、国際競争力確保等の観点を踏まえ、IoTサービスや機器の普及の阻害にならないようにしていくという点も大切。

- ネットワークにおける物理的なレイヤー（階層）については、非常に厳格にインターフェースが定められ、ネットワーク全体が安全に運用できるようになっており、今回は、一つ上のレイヤーの問題について議論していると理解している。その中で、I o T機器を含む脆弱な端末設備のセキュリティ対策について、日本の機器が緩い制度になったときに、他国がしっかりとやってくると、日本がそれをやっていないことにより国際競争力を失い、普及の阻害になる可能性もある。

- DDoS 攻撃等の事前予防や情報共有、相互連携は、エンドユーザーからはそこで何が行われているのか普通は見えない。対策の中で、通信の秘密、プライバシーの保護について整理しつつ、その範囲内で運用することが必要。
国民のセキュリティ意識の醸成について、脆弱な端末設備が自宅にあったとしても、それが脆弱なのか、どういうことが起こっているのか見えないところ、具体的なリスクはどういうものなのか、その対策を具体的にどうすればいいのかということを示すことが大切。

- セキュリティ対策と通信の秘密やプライバシーの保護の両者のバランスを上手くとりながら対策を進めていくことが重要であり、今後より具体的に検討していくことが必要。

- 今後、情報通信事業者やI o T機器メーカーなどの連携の重要性が増してくる。実効性を考えると業界団体とも十分コミュニケーションをしながら進めていくと良い。
海外の動きも活発なので、情報収集力を高めるとともに、我が国の活動についても積極的にアピールして、理解を促すことも重要。
変化が激しい時期が続くので、柔軟な対応を可能にする体制を持つことが必須。

- 「対応の方向性（案）」において、I o T機器のセキュリティ対策について、国際競争力の確保等の観点も踏まえ、機器の普及の阻害とならないよう、諸外国の検討状況を踏まえた上でとしているが、これは、緩くやって良い、あるいはゆっくりやって良いということではない。最低限のことは迅速に対処しなければならないし、機器のセキュリティ対策は一刻の猶予もならないと考えられるので、ワーキンググループとして、早急な対応をするべきという趣旨で「対応の方向性（案）」を取りまとめたもの。

- 今後、「対応の方向性（案）」に基づき、様々な検討がなされるものと考えているが、通信の秘密、プライバシー等と、実効的なセキュリティ対策のバランスをとること、そのために広く関係者とよくコミュニケーションを図ること、また、国民に対してその検討の過程や成果を適時に発信することなど、総務省が非常に大きな役割と責任を果すことを期待する。

これらを踏まえ、坂井総務副大臣からコメントが述べられた。

（3）その他

「対応の方向性（案）」について、パブリックコメントに付し、次回の検討会において議論することが確認された。